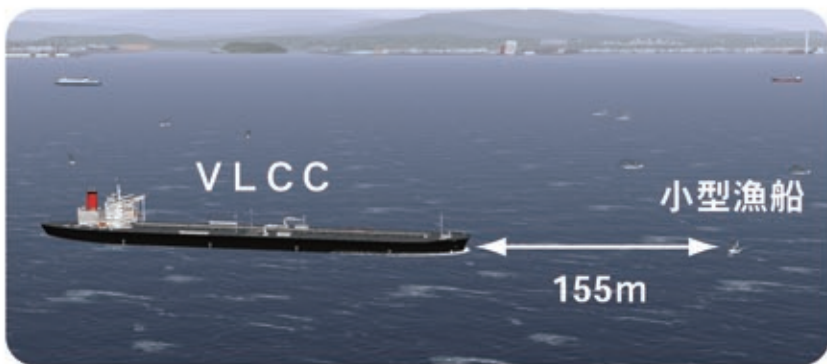


東京湾 商船航行情報図



社団法人 日本海難防止協会

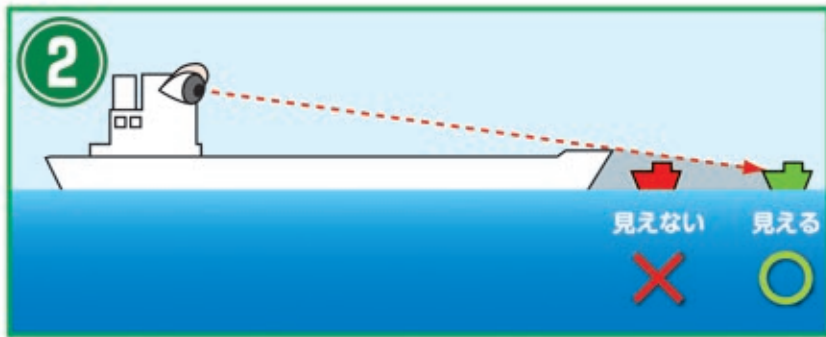
大型船から視認されない危険に注意を！



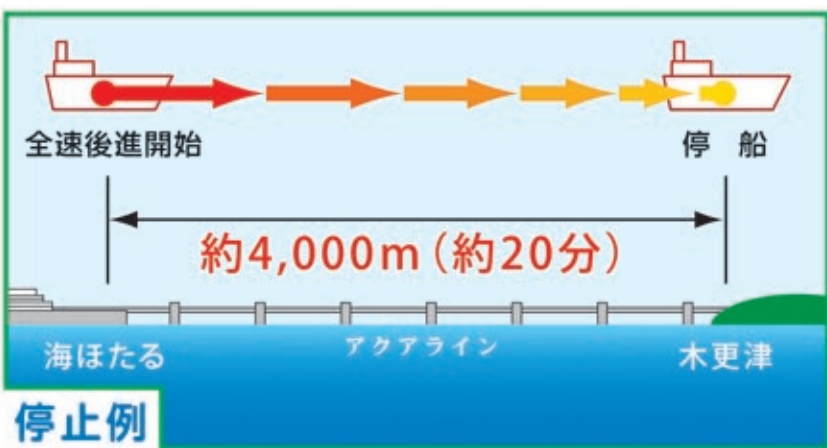
① は上の図に示す船位における大型原油タンカー (VLCC) の船首から 155m離れた小型漁船の見え方を示したものです。

② は、大型原油タンカー (28 万重量トン、長さ 330m) の船橋からの視野が制限される状況を示しています。※コンテナ船の場合、船橋から 500m程度の視野が制限されます。

小型船は自船が視認されない危険を避けるため、大型船から十分な距離を保つよう心掛けましょう。

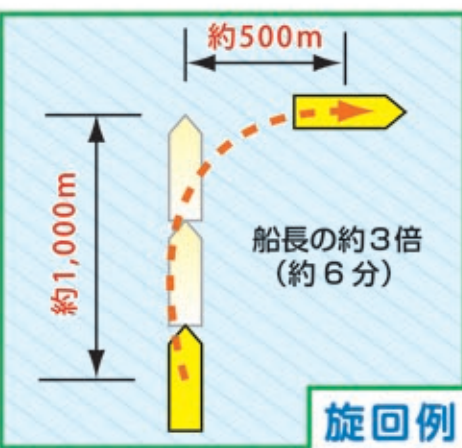


大型船は急に止まれない！回れない！



停止例

このように大型船は、停止や旋回にかなりの距離と時間を必要とします。



旋回例

左図は、VLCC (約 30 万載貨重量トン、長さ約 320m、幅約 60m、喫水約 20m、速力約 15ノット) の停止距離の例と、VLCC (約 26 万載貨重量トン、長さ約 310m、幅約 60m、喫水約 20m、速力約 12 ノット) の旋回 (右 35 度操舵 90 度旋回) の例です。

小型船は大型船から十分な距離を保つよう心掛けましょう。

パイロットステーションでの大型船の動きや錨泊船に注意しましょう

強制水先

東京湾には水先法で定められた三つの強制水先区があります。区ごとにパイロットの乗船が義務づけられる船舶のトン数等が決められています。

- 東京湾区
・ 1 万総トン以上の船舶。
- 横浜川崎区
・ 3 千総トン以上の船舶。
ただし、危険物積載船は横須賀区の場合と同じ。
- 横須賀区
・ 3 百総トン以上の外国船。
・ 国際航海に従事する 3 百総トン以上の日本船。
・ 国際航海に従事しない 1 千総トン以上の日本船。

パイロットステーション

パイロットステーションは、水先人が乗下船する地点です。そこでは安全な乗下船のため、本船はエンジンを止めたり、変針する必要が生じます。このことに注意し、安全な距離を保つようにしましょう。

多くの船舶が避泊地として利用している。

0 5mile 10mile

多くの船舶が避泊地として利用している。

0 5mile 10mile

凡 例

- 錨 泊 範 囲
- タ ン カ ー
- 液 化 ガ ス 船
- 貨 物 船・コ ン テ ナ 船
- 自 動 車 船
- ガ ッ ト 船

水先人が乗下船する地点 (パイロットステーション)
シ ー バ ー ス

錨 泊 船

東京湾ではさまざまな一般通航船舶が錨泊しており、特に夕刻から早朝にかけて錨泊船が増加する傾向が見られます。
図に示す海域は主な錨泊位置ですが、錨泊船に注意して航行・操業するよう心がけましょう。

東京湾の安全航行を願って

このリーフレットは、世界有数の幅狭海域である東京湾を航行する主な一般通航船舶とその特徴などを掲載しています。



上の図は過去に東京湾内で発生した事故事例です。

このリーフレットはこのような事故を少しでも軽減できるよう、**海運・水産双方の安全な海域利用**の一助となることを願うものです。

このリーフレットは水に強い紙を使用しています。

東京湾の主な航路（浦賀水道航路、中ノ瀬航路）について

長さ50m以上の船舶

航路を航行する義務があります。

長さ50m未満の船舶

航路航行の義務はありませんが、航路内を航行する場合、航法規定に従う必要があります。



- 凡 例
- 左 げ ん 標 識
- 右 げ ん 標 識
- 安 全 水 域 標 識

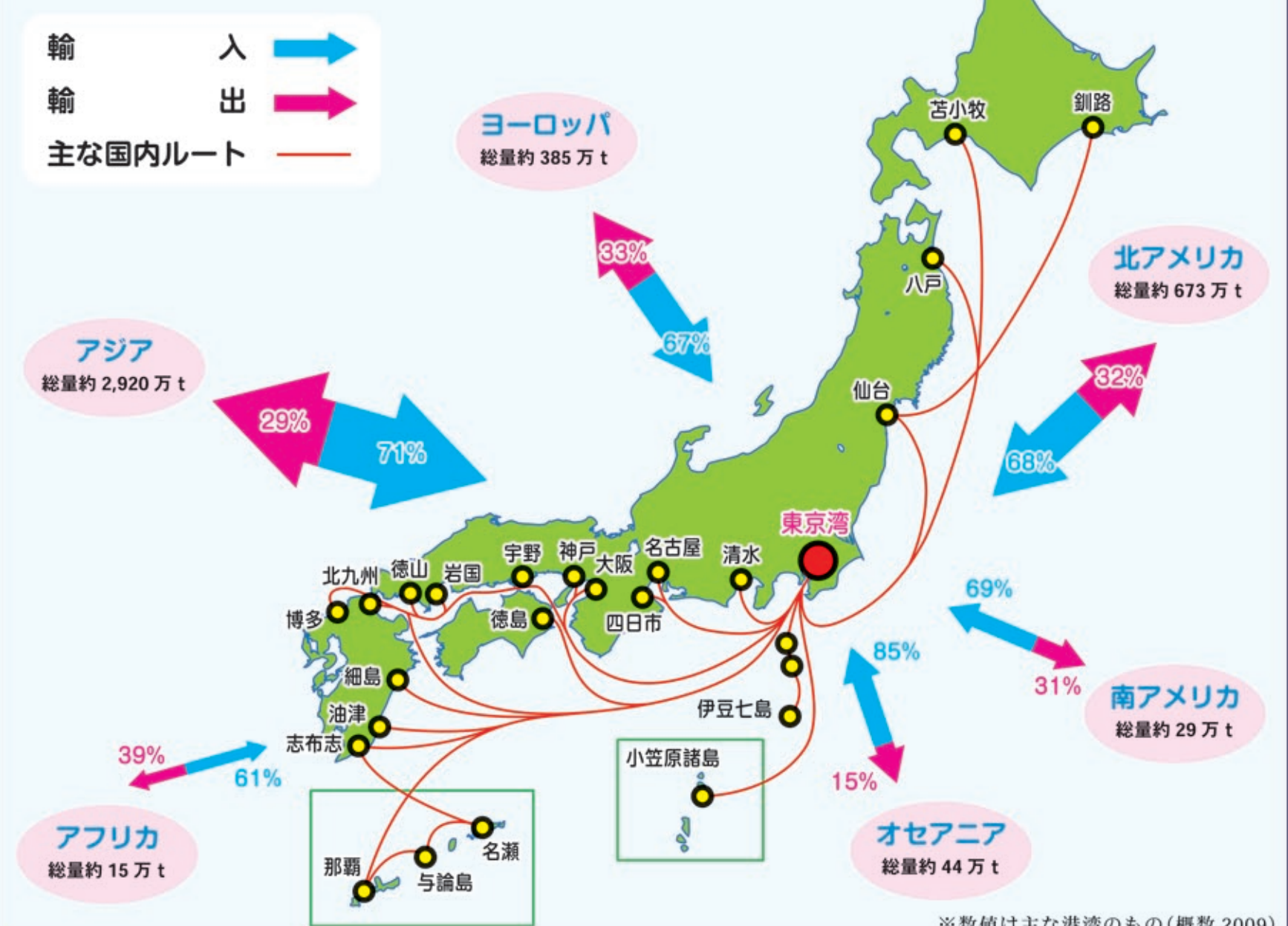
航路内速力 (対水)
12 ノット以下

東京湾は日本の大動脈

東京湾内の特定重要港湾及び重要港湾などを利用して商船が担う輸送量は、全国港湾における輸送量の中で大きな割合を占めています。

東京湾内の各港は世界各国から輸出入ばかりでなく、また国内の各港と運航ルートが結ばれていることから、東京湾は日本の海上交通の大動脈といえます。

東京湾で取扱われる世界との年間輸送量



※数値は主な港湾のもの (概数 2009)

安全航行に役立つ情報

沿岸域情報提供システム(MICS)ミックス

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/mics/>

海上保安庁では、プレジャーボート、漁船などの船舶運航者や磯釣り、マリンスポーツなどのマリネジャー愛好者の方々などに対して、「海の安全に関する情報」をリアルタイムに提供する「沿岸域情報提供システム」(MICS)を全国の海上保安(監)部等で運用しています。MICS では、海上における安全のより一層の向上を目指して、船舶交通の安全のために必要な情報を使いやすく、分かりやすい形に分類、整理し、インターネットなどを通じて「誰もが簡単に」「必要な情報を必要な時に」「誰にでも分かりやすく」提供しています。

緊急情報配信サービス

平成 23 年度からは、新たに電子メールを活用し、事前登録されたメールアドレスに海上保安庁が発表する緊急情報等をリアルタイムに配信する新たな情報提供サービス (緊急情報配信サービス) を開始しました。右の QR コードから登録ができます。



海のもしものは「118」

「いつ」「どこで」「なにがあった」などを簡潔に書き添えて通報してください。

部 署 名	電話番号
① 第三管区海上保安本部	045-211-1118
② 千葉海上保安部	043-301-0118
③ 千葉海上保安部館山分室	0470-20-0118
④ 千葉海上保安部船橋分室	047-432-4118
⑤ 木更津海上保安署	0438-30-0118
⑥ 東京海上保安部	03-5564-1118
⑦ 横浜海上保安部	045-671-0118
⑧ 川崎海上保安署	044-266-0118
⑨ 横須賀海上保安部	046-862-0118
⑩ 東京湾海上交通センター	046-842-0118



社団法人 日本海難防止協会

〒105-0001
東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 3 号 磯村ビル 6 階

【TEL】03-3502-2231
【E-mail】jams2231@nikkaibo.or.jp
【URL】<http://www.nikkaibo.or.jp/>



本リーフレットは左記QRコードにてダウンロード出来ます。

このリーフレットに使われている地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 50 万分の 1 地方図を複製したものである。(承認番号 平 24 関復、第 6 号)

